

質 問 書

提出日：平成30年12月27日

発注機関名	木曾町商工会	公 告 日	平成30年12月14日
工 事 名 工事箇所名	木曾町商工会館 空調設備等 新設・改修工事 木曾郡 木曾町 福島 6442番地6 木曾町商工会館		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質問内容	<p>①FFストーブの移設位置は、既存給油パイプ(床下より)の右側でよいか。 また、カスタムエアコン設置予定場所にある、既存弱電配線及び器具の移設改修も見積書に含めることとしてよいか。</p> <p>②要綱4-①に、事務所在籍第二種電気工事士（第一種電気工事士でも可）とありますが、事業所内に電気工事士在籍が必須条件でしょうか。</p> <p>③見積仕様書の空調機器では、能力不足と思われるものがあります。特に2F大会議室は、面積121.7532mm² - ≒75畳に対し、冷房15～23畳(25～39m²)、暖房15～18畳(24～30m²)、と半分程度の能力しかありません。仕様書通りの機器で宜しいでしょうか。 ※正確には、部屋ごと容積計算をし、機器能力を再度決定する必要があるのではないかと考えます。</p>		

回 答	<p><u>①について</u> (1)FFストーブは、既存給油パイプの右側に移設設置でお願いいたします。 (2)カスタムエアコン設置予定場所にある既存弱電配線及び器具の移設改修も、見積書に計上してください。</p> <p><u>②について</u> 募集要項4①-5項目目に関しては、理事会(12月12日開催)での協議に基づき追加された項目となります。施工前・施工中にスムーズな連携で施工作业を進捗させるため、及び、仕様書後書きの内で「8、設備機器の設置後、迅速なトラブル対応、及びアフターサービス・メンテナンスについてご協力していただきますよう、お願い申し上げます。」の項目に基づき、事業所に電気工事士の有資格者の在籍は必須条件となります。</p> <p><u>③について</u> 既設の電源容量が限定されています。2F大会議室については、商工会館の開館中に常時使用する施設ではないため、仕様書に記載した性能以上の機器設置を想定しておりません。ご理解をお願い申し上げます。</p> <p>以上、回答とさせていただきます。</p>
-----	--